

令和7年9月21日執行予定
本巢市議会議員選挙
選挙運動公費負担の手引
(自動車、ビラ及びポスター)

本巢市選挙管理委員会

この手引は、本巣市議会議員選挙における候補者の選挙運動の費用の一部を「本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和7年本巣市条例第3号。以下「条例」という。）」の規定に基づき、公費で負担することについて、その対象、限度額、申請から請求までの手続を説明するものです。

候補者及び候補者との制度に該当する契約を締結される業者等の皆さんは、この手引を参考に、間違いのないよう手続をしてください。

～ 目 次 ～

1	公費負担制度の趣旨	1
2	公費負担制度の概要	1
3	公費負担制度の種類	1
4	対象となる候補者	1
5	公費負担の限度額	2
6	公費負担手続の流れ	5
7	諸手続	7
	（１）－１ 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）	7
	（１）－２ 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）	9
	（２） 選挙運動用ビラの作成	13
	（３） 選挙運動用ポスターの作成	15
	【参考１】 選挙運動公費負担のQ&A	別冊
	【参考２】 契約書書式例（記載例）	別冊
	【参考３】 手続関係書式（記載例）	別冊

※上記「6 公費負担手続の流れ」及び「7 諸手続」中における各提出様式（様式第1号～様式第6号）は、「本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和7年本巣市選挙管理委員会告示第8号）」に規定する様式による。

1 公費負担制度の趣旨

公職選挙法は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも、選挙には多大な費用がかかり、それが選挙の腐敗の大きな原因になるといわれています。

そこで、公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度を採用しています。

2 公費負担制度の概要

この制度は、本巣市議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、本巣市が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

3 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、条例並びに公職選挙法及び公職選挙法施行令で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

(1) 選挙運動用自動車の使用

ア ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

イ 個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

(2) 選挙運動用ビラの作成

(3) 選挙運動用ポスターの作成

※(2)及び(3)に要する経費は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

4 対象となる候補者

この制度で市が公費負担する候補者は、一定の得票数（供託物の没収点）に達している候補者に限られます。

供託物が没収となる候補者については公費負担を受けることができず、すべて自己負担となります。

なお、市議会議員選挙における供託物の没収点は次のように計算されます。

$$\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数（16人）} \times 1/10$$

【参考】令和3年9月19日執行 本巣市議会議員選挙選挙

$$14,154 \text{票} \div 16 \text{人} \times 1/10 = \underline{88.4625 \text{票}} \text{（供託物没収点）}$$

5 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
1	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（※） （ハイヤー、タクシー等の利用）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	1日当たり 64,500 円 × 7日間 =<u>451,500 円</u>	1の契約と2の契約はいずれか一つを選択
2 その 他の 契約	①自動車の借入れ契約 （レンタカー、個人、会社等からの借上げ等）	選挙運動用自動車として使用される各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	1日当たり 16,100 円 × 7日間 =<u>112,700 円</u>	
	②燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日当たり 7,700 円 × 7日間 =<u>53,900 円</u>	
	③運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	1日当たり 12,500 円 × 7日間 =<u>87,500 円</u>	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

このため、「2 その他の契約」の燃料供給及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※３・４ページの「イ 改正条例の場合」に係る９月議会の結果につきましては、８月１５日以降に市選挙管理委員会にお問合せください。

(２) 選挙運動用ビラの作成

ア 現行条例の場合（単価の上限：７円７３銭）

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
<u>７円７３銭</u> ①	４,０００枚 ②	作成単価と①の 少ない方の額 × 作成枚数と②の 少ない方の枚数	<u>７. ７３円</u> × ４,０００枚 =30,920 円

【例１】選挙運動用ビラ３,０００枚の作成を３０,０００円で契約した場合

１枚当たりの作成単価 ３０,０００円 ÷ ３,０００枚 = １０円

この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数は上限以下であるため、

公費負担額は、７円７３銭 × ３,０００枚 = ２３,１９０円となります。

※この額を超える分 ６,８１０円は候補者の負担となります。

【例２】選挙運動用ビラ４,０００枚の作成を３２,０００円で契約した場合

１枚当たりの作成単価 ３２,０００円 ÷ ４,０００枚 = ８円

この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数は上限以下であるため、

公費負担額は、７円７３銭 × ４,０００枚 = ３０,９２０円となります。

※この額を超える分 ９２０円は候補者の負担となります。

イ 改正条例の場合（単価の上限：８円３８銭）※９月議会可決後適用

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
<u>８円３８銭</u> ①	４,０００枚 ②	作成単価と①の 少ない方の額 × 作成枚数と②の 少ない方の枚数	<u>８. ３８円</u> × ４,０００枚 =33,520 円

【例１】選挙運動用ビラ３,０００枚の作成を３０,０００円で契約した場合

１枚当たりの作成単価 ３０,０００円 ÷ ３,０００枚 = １０円

この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数は上限以下であるため、

公費負担額は、８円３８銭 × ３,０００枚 = ２５,１４０円となります。

※この額を超える分 ４,８６０円は候補者の負担となります。

【例２】選挙運動用ビラ４,０００枚の作成を３２,０００円で契約した場合

１枚当たりの作成単価 ３２,０００円 ÷ ４,０００枚 = ８円

この場合、作成単価と作成枚数は上限以下であるため、

公費負担額は、８円 × ４,０００枚 = ３２,０００円となります。

※候補者の負担はありません。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

ア 現行条例の場合（単価の上限：541円31銭）

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 107 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}}{107 \text{ 箇所}}$ $= 3,497 \text{ 円 (1円未満の端数は切上げ) } \textcircled{1}$	107枚 $\textcircled{2}$	(作成単価と $\textcircled{1}$ の 少ない方の額) $\times$ (作成枚数と $\textcircled{2}$ の 少ない方の枚数)	$3,497 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚}$ $= \underline{\underline{374,179 \text{ 円}}}$

※ポスター掲示場数 107箇所

【例1】選挙運動用ポスター120枚の作成を45万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価 $450,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 3,750 \text{ 円}$

この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、

公費負担額は、 $3,497 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚} = 374,179 \text{ 円}$ となります。

※この額を超える分 75,821円は候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ポスター120枚の作成を33万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価 $330,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 2,750 \text{ 円}$

この場合、作成単価は上限以下で、作成枚数が上限を超えているため、

公費負担額は、 $2,750 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚} = 294,250 \text{ 円}$

※この額を超える分 35,750円は候補者の負担となります。

イ 改正条例の場合（単価の上限：586円88銭）※9月議会可決後適用

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 107 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}}{107 \text{ 箇所}}$ $= 3,543 \text{ 円 (1円未満の端数は切上げ) } \textcircled{1}$	107枚 $\textcircled{2}$	(作成単価と $\textcircled{1}$ の 少ない方の額) $\times$ (作成枚数と $\textcircled{2}$ の 少ない方の枚数)	$3,543 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚}$ $= \underline{\underline{379,101 \text{ 円}}}$

※ポスター掲示場数 107箇所

【例1】選挙運動用ポスター120枚の作成を45万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価 $450,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 3,750 \text{ 円}$

この場合、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、

公費負担額は、 $3,543 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚} = 379,101 \text{ 円}$ となります。

※この額を超える分 70,899円は候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ポスター120枚の作成を33万円で契約した場合

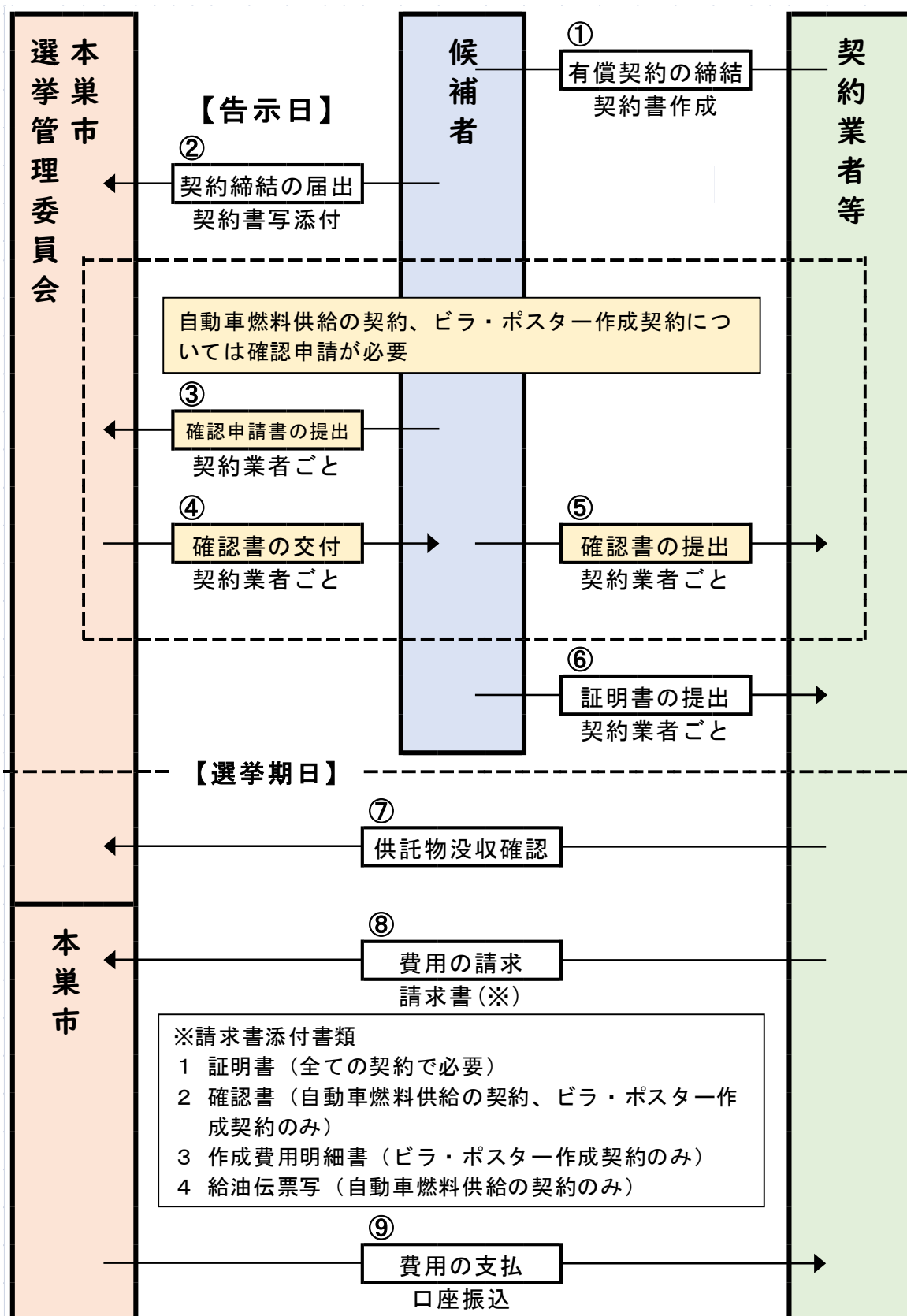
1枚当たりの作成単価 $330,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 枚} = 2,750 \text{ 円}$

この場合、作成単価は上限以下で、作成枚数が上限を超えているため、

公費負担額は、 $2,750 \text{ 円} \times 107 \text{ 枚} = 294,250 \text{ 円}$

※この額を超える分 35,750円は候補者の負担となります。

6 公費負担手続の流れ



- ・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）
- ・選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）自動車の借入
- ・選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）運転手の雇用

順序	手 続	時 期	必要書類
①	有償契約の締結 （候補者 と 契約業者等）	随時	契約書
②	契約締結の届出 （候補者 ⇒ 市選管）	・ 立候補届出前の契約は立候補届出時 ・ 立候補届出後の契約は契約後直ちに	・ 契約届出書（様式第 1 号） ・ 契約書の写し <u>※事前審査時に提出</u>
⑥	証明書の提出 （候補者 ⇒ 契約業者等）	契約履行後速やかに	各証明書（様式第 4 号、4 号の 2、4 号の 4）
⑦	供託物没収確認 （契約業者等 ⇒ 市選管）	選挙期日後速やかに	
⑧	費用の請求 （契約業者等 ⇒ 市）	選挙期日後速やかに	・ 請求書（様式第 5 号） ・ ⑥の証明書

- ・選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）燃料の供給
- ・選挙運動用ビラの作成
- ・選挙運動用ポスターの作成

順序	手 続	時 期	必要書類
①	有償契約の締結 （候補者 と 契約業者等）	随時	契約書
②	契約締結の届出 （候補者 ⇒ 市選管）	・ 立候補届出前の契約は立候補届出時 ・ 立候補届出後の契約は契約後直ちに	・ 契約届出書（様式第 1 号） ・ 契約書の写し <u>※事前審査時に提出</u>
③	確認申請書の提出 （候補者 ⇒ 市選管）	契約締結の届出時	確認申請書（様式第 2 号） <u>※事前審査時に提出</u>
④	確認書の交付 （市選管 ⇒ 候補者）	申請後直ちに	確認書（様式第 3 号）
⑤	確認書の提出 （候補者 ⇒ 契約業者等）	交付後直ちに	④の確認書
⑥	証明書の提出 （候補者 ⇒ 契約業者等）	契約履行後速やかに	各証明書（様式第 4 号の 3、4 号の 5、4 号の 6）
⑦	供託物没収確認 （契約業者等 ⇒ 市選管）	選挙期日後速やかに	
⑧	費用の請求 （契約業者等 ⇒ 市）	選挙期日後速やかに	・ 請求書（様式第 5 号） ・ ⑥の証明書 ・ ④の確認書 ・ 明細書（様式第 6 号）※ビラ・ポスターの作成のみ ・ 給油伝票の写し ※燃料の供給のみ

7 諸手続

(1)－1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）

① 公費負担の対象

選挙運動期間中（立候補届出日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をハイヤー方式（自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送する方式）で使用する場合は費用が対象となります。

契約の相手方は、道路運送法上の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者（以下「ハイヤー事業者」という。）に限られます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外のタクシー・ハイヤーにかかる費用、例えば予備として借りたハイヤーでの運送費用や、候補者が単に移動するために乗車したタクシーの費用などは対象外です。

また、使用する自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用なども対象外です。

② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日当たり64,500円です。

無投票の場合は、立候補届出日の1日分に限られます。

③ 契約の締結と届出

候補者とハイヤー事業者が有償契約を締結した場合には（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、本県市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）に「自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に係る契約届出書（様式第1号）（以下「契約届出書（様式第1号）」という。）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参考2_P1）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、車種、自動車登録番号又は車両番号、自動車の運送期間、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、ハイヤー事業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

④ 使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ハイヤー事業者へ「自動車使用証明書兼請求内訳書（様式第4号）（以下「自動車証明書（様式第4号）」という。）（参考3_P7・8）」を提出してください。

⑤ 請求

ハイヤー事業者は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）（以下「請求書（様式第5号）」という。）（参考3_P20）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「自動車証明書（様式第4号）（参考3_P7・8）」を添付してください。

⑥ 支払

市は、「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を受領した日から30日以内にハイヤー事業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日の変更になる可能性があります。

(1)－2 選挙運動用自動車の使用（個別契約方式）

ア 自動車の借入

① 公費負担の対象

選挙運動期間中（立候補届出日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で借りる場合の費用が対象となります。

候補者と生計を一にする親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の貸出しを事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の借入れにかかる費用、例えば予備車の借入費用や、資材を運搬するために借りたトラックの費用などは対象外です。

また、借りた自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用なども対象外です。

② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日当たり16,100円です。

無投票の場合は、立候補届出日の1日分に限られます。

③ 契約の締結と届出

候補者と自動車の貸主が有償契約を締結した場合には（立候補の届出前に契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参考2_P1）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、車種、自動車登録番号又は車両番号、自動車の賃貸借期間、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、貸主の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

④ 使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、自動車の貸主に「自動車使用証明書兼請求内訳書（様式第4号の2）（以下「自動車証明書（様式第4号の2）」という。）（参考3_P9・10）」を提出してください。

⑤ 請求

自動車の貸主は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したう

えて、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「自動車証明書（様式第4号の2）（参考3_P9・10）」を添付してください。

⑥ 支払

市は、「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を受領した日から30日以内に自動車の貸主の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

イ 燃料の供給

① 公費負担の対象

選挙運動期間中（立候補届出日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。

候補者と生計を一にする親族が契約の相手方である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限り公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

なお、候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代、例えば、伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の自家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外です。

② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、市選挙管理委員会の「確認」を受けた金額です。

確認金額は、7,700円×選挙運動期間（通常7日間）の範囲内です。

無投票の場合は、立候補届出日の1日分に限られます。

③ 契約の締結と届出

候補者と燃料供給業者が契約を締結した場合には（立候補の届出前に契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参考2_P3・4）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1リットル当たりの単価など）と当事者の意思（候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思）が明らかにされている必要が

あります。

なお、契約書の書式は「単価契約の場合」と「燃料供給当日の店頭価格による契約の場合」の2種類ありますので、いずれか一つの方法で契約を締結してください。

④ 確認書の交付

公費負担を受けられる燃料代は、7,700円×選挙運動期間（通常7日間）の範囲内に限られます。供給を受ける燃料の代金が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認申請書（様式第2号）（以下「確認申請書（様式第2号）」（参考3_P4・5）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

※「確認申請書（様式第2号）」は、事前審査時に提出してください。

燃料代が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書（様式第3号）（以下「確認書（様式第3号）」という。）（参考3_P6）」を交付しますので、この「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を燃料供給業者に提出してください。

なお、公費負担の請求ができるのは、この「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」に自動車登録番号又は車両番号が記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

⑤ 使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、燃料供給業者に「自動車使用証明書兼請求内訳書（様式第4号の3）（以下「燃料代証明書（様式第4号の3）」という。）（参考3_P11・12）」を提出してください。このとき、給油の際に燃料供給業者から受領した給油伝票（燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、金額が記載（手書き可）されたもの）の写しを添付してください。

⑥ 請求

燃料供給業者は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「燃料代証明書（様式第4号の3）（参考3_P11・12）（給油伝票含む）」及び「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を添付してください。

⑦ 支払

市は、「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を受領した日から30日以内に燃料供給業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

ウ 運転手の雇用

① 公費負担の対象

選挙運動期間中（立候補届出日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車を運転するために雇用した運転手に支払う報酬が対象となります。

候補者と生計を一にする親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限り公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬や運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外です。また、企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外です。

② 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日当たり12,500円です。

無投票の場合は、立候補届出日の1日分に限られます。

同一の日については、1人に限られます。

③ 契約の締結と届出

候補者と運転手が契約を締結した場合には（立候補の届出前に契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参2_P5）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、雇用期間、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、運転手の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

④ 使用証明書の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、契約履行後速やかに、運転手に「自動車使用証明書兼請求内訳書（様式第4号の4）（以下「運転手証明書（様式第4号の4）」という。）（参考3_P13・14）」を提出してください。

⑤ 請求

運転手は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「運転手証明書（様式第4号の4）（参考3_P13・14）」を添付してください。

⑥ 支払

市は、「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を受領した日から30日以内に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

（2）選挙運動用ビラの作成

① 公費負担の対象

候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象です。

ビラ作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、ビラ作成業者から市（市選挙管理委員会）への請求時に、「作成費用明細書（様式第6号）（以下「明細書（様式第6号）」という。）（参考3_P21）」の提出が必要になりますので、候補者においても必ず内訳を把握しておいてください。

なお、ビラ以外の印刷物（ハガキ、後援会パンフレット、名刺、封筒など）の作成費用は対象外です。

② 公費負担の限度

※公費負担の額及び限度額については、3頁参照

無投票の場合は、作成費が公費負担限度額の範囲内で対象となります。

③ 契約の締結と届出

候補者とビラ作成業者が契約を締結した場合には（立候補の届出前に契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参考2_P6）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、作成業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

④ 確認書の交付

公費負担を受けられるビラの作成枚数は4, 0 0 0枚以内に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「確認申請書（様式第2号）（参考3_P4・5）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

※「確認申請書（様式第2号）」は、事前審査時に提出してください。

枚数が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を交付しますので、この「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を作成業者に提出してください。

⑤ 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ビラ作成業者に「ビラ作成証明書兼請求内訳書（様式第4号の5）（以下「ビラ証明書（様式第4号の5）」という。）（参考3_P15・16）」を提出してください。

⑥ 請求

ビラ作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」及び「明細書（様式第6号）（参考3_P21）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「ビラ証明書（様式第4号の5（参考3_P15・16）」及び「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を添付してください。

⑦ 支払

市は、「請求書（様式第5号）（参考3_P20）」を受領した日から30日以内にビラ作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

① 公費負担の対象

市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象です。それ以外のポスターを作成するための費用は対象外です。

ポスター作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、ポスター作成業者から市（市選挙管理委員会）への請求時に、「明細書（様式第6号）（参考3_P21）」の提出が必要になりますので、候補者においても必ず内訳を把握しておいてください。

② 公費負担の限度

※公費負担の額及び限度額については、4頁参照

無投票の場合は、作成費が公費負担限度額の範囲内で対象となります。

③ 契約の締結と届出

候補者とポスター作成業者が契約を締結した場合には（立候補の届出前に契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、市選挙管理委員会に「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」を提出してください。この「契約届出書（様式第1号）（参考3_P1～3）」には「契約書の写し（参考2_P7）」を添付してください。

※「契約届出書（様式第1号）」及び「契約書の写し」は、事前審査時に提出してください。

「契約書」（契約書の書式は別冊【参考2】契約書書式例参照）は任意様式でも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、作成業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

④ 確認書の交付

公費負担を受けられるポスターの作成枚数は、市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場数（107箇所）に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「確認申請書（様式第2号）（参考3_P4・5）」を市選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

※「確認申請書（様式第2号）」は、事前審査時に提出してください。

枚数が限度内であることを確認した市選挙管理委員会は、「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」を交付しますので、この「確認書（様式第3号）（参考3_P6）」をポスター作成業者に提出してください。

⑤ 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、契約履行後速やかに、ポスター作成業者に「ポスター作成証明書兼請求内訳書（様式第４号の６）（以下「ポスター証明書（様式第４号の６）」という。）（参考３_P17～19）」を提出してください。

⑥ 請求

ポスター作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを市選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、市（市選挙管理委員会）に「請求書（様式第５号）（参考３_P20）」及び「明細書（様式第６号）（参考３_P21）」を提出してください。

このとき、候補者から受領した「ポスター証明書（様式第４号の６）（参考３_P17～19）」及び「確認書（様式第３号）（参考３_P6）」を添付してください。

⑦ 支払

市は、「請求書（様式第５号）（参考３_P20）」を受領した日から３０日以内にポスター作成業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。